

# 第3次長崎市男女共同参画計画 後期行動計画の体系案について

---

令和7年8月  
市民生活部人権男女共同参画室

## 1 第3次長崎市男女共同参画計画について

- (1) 計画の位置づけ
- (2) 計画の期間
- (3) 男女共同参画推進条例の基本理念
- (4) 前期行動計画の体系

## 2 前期行動計画の検証

- (1) 推進目標Ⅰ
- (2) 推進目標Ⅱ
- (3) 推進目標Ⅲ

## 3 体系案について

## 4 今後のスケジュール等について

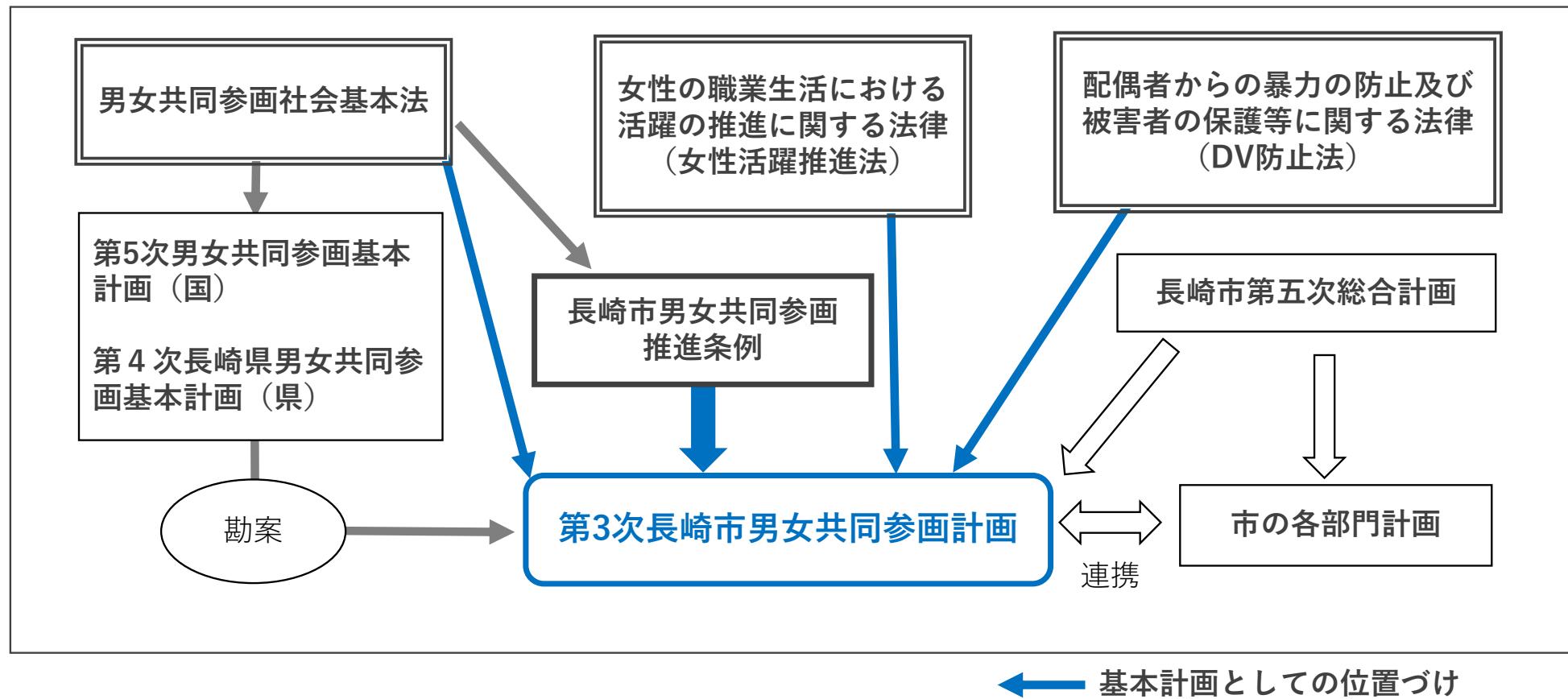


# 1

---

第3次長崎市男女共同参画計画について

## (1) 計画の位置づけ



(2) 計画の期間



### (3)男女共同参画推進条例の基本理念

長崎市男女共同参画推進条例において、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしており、第3次男女共同参画計画は、この基本理念に基づき策定している。

- ア 男女の人権の尊重
- イ 社会における制度又は慣行についての配慮
- ウ 政策等の立案及び決定への共同参画
- エ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- オ 男女の互いの性の尊重と健康づくり
- カ 国際的協調

## (4) 前期行動計画の体系

推進目標		主要課題		施策の方向	
I 男女がお互いを理解し、尊重しあう意識づくり	1 男女共同参画についての理解の浸透	(1)	男女共同参画に関する情報発信 ★		
		(2)	男女共同参画の意識を高める機会の提供 ★		
	2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進	(3)	教育の場における男女平等意識の醸成 ★		
		(4)	男女共同参画社会をめざした市民の学びの場の充実 ★		
	3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透	(5)	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発		
		(6)	妊娠、出産期における健康管理の支援		
		(7)	男女共同参画の視点に立った表現への理解促進 ★		
		(8)	メディア環境における有害環境浄化への取組 ★		
II あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり	5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大	(9)	女性の積極的な登用の促進 ★		
	6 女性のエンパワーメントの推進	(10)	女性の人材育成 ★		
		(11)	女性のチャレンジへの支援 ★		
		(12)	多様な働き方ができる労働環境づくりの促進 ★		
	7 雇用の場等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	(13)	ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透 ★		
		(14)	家庭における共同参画の促進と子育てや介護への支援 ★		
		(15)	地域における共同参画の促進		
		(16)	防災・復興への男女共同参画の視点の反映		
III 男女共同参画社会の形成を阻害する暴力を許さない環境づくり	9 男女間における暴力の根絶	(17)	DV(配偶者等からの暴力)対策の推進 ●		
		(18)	セクシュアル・ハラスメント等の対策の推進		

★: 女性活躍推進法に基づく計画に位置付け ●: DV防止法に基づく計画に位置付け

# 2

---

## 前期行動計画の検証

# 前期行動計画の検証

---

(1) 推進目標Ⅰ

## (1) 推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

主要課題	指標番号	指標	基準値	目標値(R7)	実績値		
					R4年度	R5年度	R6年度
5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大	9	市の審議会等への女性委員の登用率	23.9% (H28～R2年度平均)	40.0%	22.8%	22.7%	23.3%
	10	市役所の女性職員の管理職への登用率	16.2% (H28～R2年度平均)	20.0%	16.6%	14.5%	16.5%
6 女性のエンパワーメントの推進	11	女性の人材育成及びエンパワーメントを図る講座の開催数	13回 (H28～R2年度平均)	18回	28回	38回	33回
7 雇用の場等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	12	男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業の表彰事業所数	3事業所 (H28～R2年度平均)	3事業所	2事業所	9事業所	3事業所
	13	市役所の男性職員の育児休業取得率	7.4% (R2年度)	85.0%	23.7%	36.0%	43.4%
	14	待機児童数	0人 (R元年度)	0人	0人	0人	0人
	15	放課後児童クラブ利用可能児童数	7,693人 (R元年度)	8,305人	8,631人	8,687人	8,735人
	16	地域活動や市民活動への参加意向割合	85.2% (R2年度)	87.7%	81.6%	83.8%	84.4%
8 防災・復興における男女共同参画の推進	17	女性市民防災リーダー数	201人 (R2年度)	250人	202人	210人	216人

太枠は目標値を達成した指標

## (1) 推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

関連	現状	課題
主要課題1 市民意識調査	男女平等意識は依然として低水準 【社会全体で見ると男女平等であると感じる市民の割合】目標値（R7）30.5%/実績値（R6）20.2%	男女平等意識の醸成、固定的性別役割分担意識の解消に向けた教育・学習機会の一層の充実
主要課題1・2	固定的役割分担意識は改善傾向にあるが、改善の余地は大きい 【「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した人の割合】実績値（H30）63.5%→（R5）69.5%	幅広い世代への男女双方の意識改革と理解の促進
主要課題3	講座開催数や参加者数は目標値に達しているが、男性の参加者が低迷 【アマランス講座の男性受講者割合（学校を除く）】実績値（R6）21.5%	学校や関係機関と連携した取組み
主要課題4	包括的性教育の需要の高まり 【性についての学習会開催数】実績値（R3）10回→（R6）39回	インターネット上のトラブルの増加 【長崎地方法務局管轄でのインターネットに関する人権相談件数】実績値（R6）40件

### まとめ

各種講座の充実等の取組みは進んでいるものの、男女平等意識等の意識が低水準にあるなど、課題の解消には至っていない。

### 今後の方針

男女共同参画に関する意識の深まりや広がりにつながる積極的な取組みを積み重ねていく必要がある。

## 前期行動計画の検証

---

(2) 推進目標 II

## (2) 推進目標Ⅱ あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり

主要課題	指標番号	指標	基準値	目標値(R7)	実績値		
					R4年度	R5年度	R6年度
5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大	9	市の審議会等への女性委員の登用率	23.9% (H28～R2年度平均)	40.0%	22.8%	22.7%	23.3%
	10	市役所の女性職員の管理職への登用率	16.2% (H28～R2年度平均)	20.0%	16.6%	14.5%	16.6%
6 女性のエンパワーメントの推進	11	女性の人材育成及びエンパワーメントを図る講座の開催数	13回 (H28～R2年度平均)	18回	28回	38回	33回
7 雇用の場等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	12	男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業の表彰事業所数	3事業所 (H28～R2年度平均)	3事業所	2事業所	9事業所	3事業所
	13	市役所の男性職員の育児休業取得率	7.4% (R2年度)	13.0%	23.7%	36.0%	43.4%
	14	待機児童数	0人 (R元年度)	0人	0人	0人	0人
	15	放課後児童クラブ利用可能児童数	7,693人 (R元年度)	8,305人	8,631人	8,687人	8,735人
	16	地域活動や市民活動への参加意向割合	85.2% (R2年度)	87.7%	81.6%	83.8%	84.4%
8 防災・復興における男女共同参画の推進	17	女性市民防災リーダー数	201人 (R2年度)	250人	202人	210人	216人

太枠は目標値を達成した指標

## (2) 推進目標Ⅱ あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり

関連	現状	課題
主要課題 5・6	長崎市の審議会等に占める女性の登用率、女性管理職登用率の伸び悩み 【審議会登用率】目標値（R7）40.0%/実績値（R6）23.3% 【管理職登用率】目標値（R7）20.0%/実績値（R6）16.6%	積極的な女性の登用に向けた環境づくりと人材育成の促進
主要課題 7	市職員の男性の育休取得率は上昇 目標値（R7）13.0%/実績値（R6）43.4% ※令和4年10月 産後パパ育休制度創設	男性の育児参加や家事についての意識啓発
主要課題 7	新しい生活様式の広がりに伴う働き方の見直し ※在宅勤務制度、フレックスタイム制度など	事業所における制度の整備と利用者の増加
主要課題 8	【社会情勢】 大規模災害発生時における避難所でのプライバシーの確保が不十分	災害時における性別に配慮した対応の拡充やプライバシーの確保

## まとめ

制度の創設などの仕組みづくりは進んでいるものの、特に女性活躍の推進に関しては十分な成果につながっていない。

## 今後の方針

女性の参画拡大やワーク・ライフ・バランスの推進につながる取組みを一層加速させていく必要がある。

## 前期行動計画の検証

---

### (3) 推進目標III

## (3) 推進目標III 男女共同参画社会の形成を阻害する暴力を許さない環境づくり

主要課題	指標番号	指標	基準値	目標値(R7)	実績値		
					R4年度	R5年度	R6年度
9 男女間における暴力の根絶	18	デートDV防止授業開催数	22回 (H28～R元年度平均)	23回	20回	23回	25回
	19	アマランス相談の認知度	44.3% (H30年度)	53.0%	38.4%	38.3%	41.1%

太枠は目標値を達成した指標

## (3) 推進目標Ⅲ 男女共同参画社会の形成を阻害する暴力を許さない環境づくり

関連	現状	課題
主要課題9	DV被害に関する相談が高水準で推移 【配偶者暴力相談支援センターへの相談数（R5）】 全国：126,743件、長崎市：110件	暴力被害根絶のための継続的な予防啓発
主要課題9	若年層からのDV予防意識の醸成に向けた取組みの実施 【データ DV防止授業実施数】目標値（R7）23回/実績値（R6）25回	
主要課題9 市民意識調査	相談窓口の認知度の伸び悩み 【アマランス相談の認知度】目標値（R7）53.0%→実績値（R6）41.1%	デジタル媒体等を活用した相談窓口の更なる周知
	コロナ禍により女性をめぐる様々な課題が顕在化 → 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）の施行	

## まとめ

暴力被害を未然に防ぐための講座を実施したり情報発信を行っているが、DV相談件数は高止まりしている。

## 今後の方針

様々な暴力の根絶に向けて取組みを継続していくとともに、新たな女性支援対策を行う必要がある。

## 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行（令和6年4月1日）

### 【背景】

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、**新たな女性支援強化が喫緊の課題**。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた**新たな支援の枠組みを構築**。

### 【目的・基本理念】

「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定

### 【国・地方公共団体の責務】

困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記

法律に基づく基本計画の策定が努力義務（市町村）

## 【参考】

### 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

#### 法律の主旨

- 日常生活や社会生活の中で、女性であることにより様々な問題（生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家族関係の破綻など）に直面することが多いため、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」の視点から困難を抱える女性へのきめ細やかな支援を行うための法律。
- 抱えている問題やその背景、心身の状況に応じて最適な支援が受けられるよう、多様な支援を総合的に提供する体制を整えることとしている。

#### 市町村の義務

##### 第8条第3項

市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する**基本的な計画を定めるよう努めなければならない。**

## 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行 (令和5年6月)

### 「男女」の枠にとどまらない考え方の広がりへの対応

【参考】国・長崎県の計画での性的少数者に関する記述

	【国】 第5次男女共同参画基本計画	【長崎県】 第4次長崎県男女共同参画基本計画	【長崎市】 第3次長崎市男女共同参画計画
基本的な方針等	男女共同参画の取組みを進めることは、性的指向・性自認に関することなども含め、幅広く多様な人々を包括するインクルーシブな社会の実現につながる		なし
政策方針等	II 安全・安心な暮らしの実現  第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備  →性的指向・性自認に係る相談体制の充実、支援体制の整備	III 安全・安心な暮らしの実現  政策目標9 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備  →性的少数者等の困難な問題を抱える人の人権に関する研修、人権教育・啓発活動の促進	なし

### 後期行動計画の策定にあたって配慮する点

- 男女共同参画の取組みを進めることは、性的少数者を含む多様性を認めあう社会の実現につながるという基本的な考え方を記述する。
- 性的少数者に配慮した表現を行う。

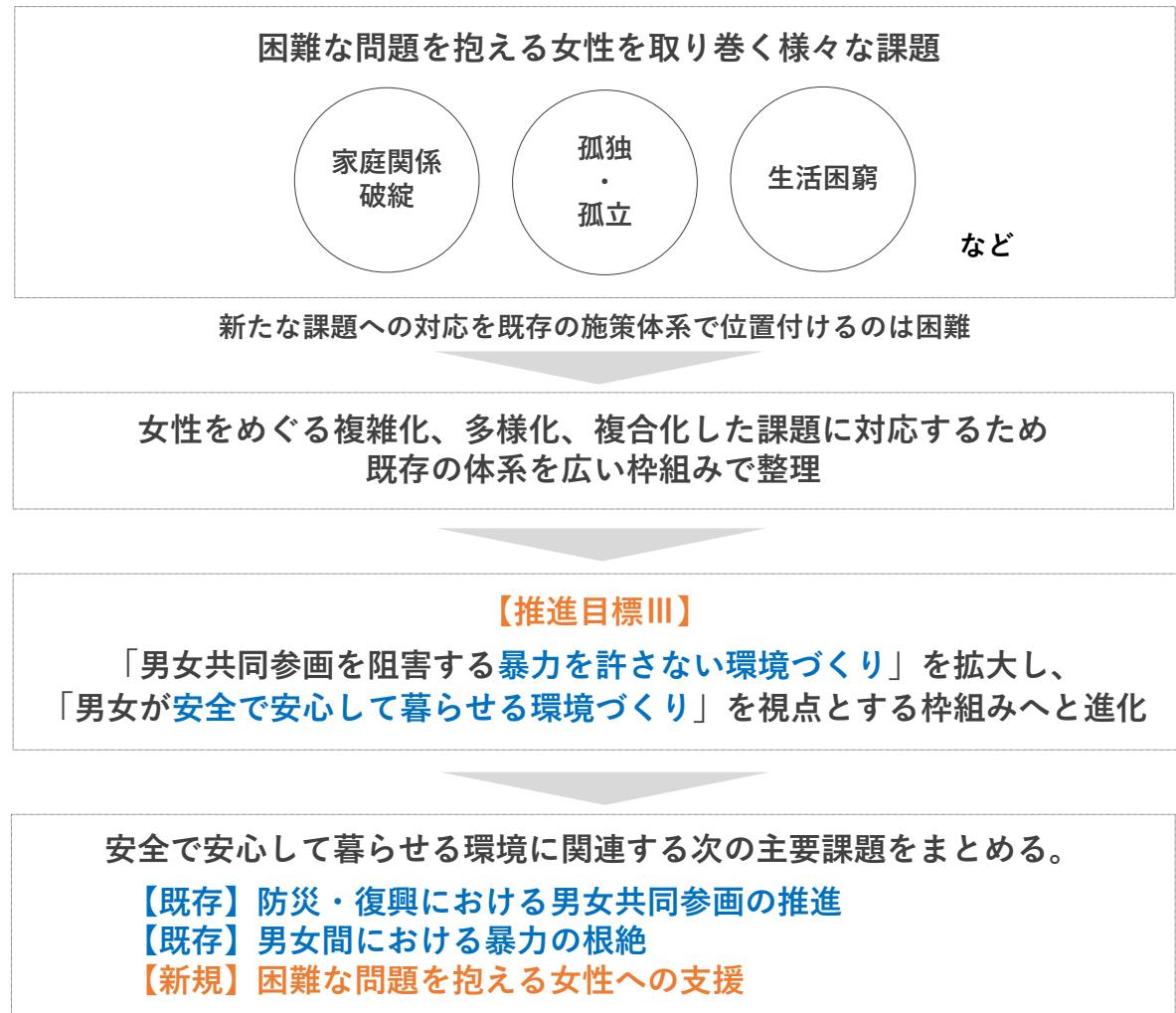
※国、長崎県、長崎市ともに性的少数者に関する取組みは、人権分野の課題として整理しており、具体的な施策は人権教育・啓発に関する基本計画に示されている。

# 3

---

## 体系案について

前期行動計画	
推進目標	主要課題
I  男女がお互いの意識を理解し、尊重しえる環境づくり	1 男女共同参画についての理解の浸透
	2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進
	3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透
	4 メディアにおける人権の尊重
II  男女が分野に参画する社会づくりにおいて	5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大
	6 女性のエンパワーメントの推進
	7 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)と共同参画の促進
	8 防災・復興における男女共同参画の推進
III  男女間における暴力の根絶をめぐる環境づくりを推進する	9 男女間における暴力の根絶



## 【前期行動計画体系】

推進目標	主要課題	
I 男女がお互いの性の尊重と健康を守る意識の理解し、 尊重しあう意識づくり	1	男女共同参画についての理解の浸透
	2	男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進
	3	互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透
	4	メディアにおける人権の尊重
II 男女のあらゆる分野に亘る社会共通の参画における 男女のあらゆる分野に亘る社会共通の参画における 男女のあらゆる分野に亘る社会共通の参画における 男女のあらゆる分野に亘る社会共通の参画における	5	政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大
	6	女性のエンパワーメントの推進
	7	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)と共同参画の促進
	8	防災・復興における男女共同参画の推進
III する男女の環境暴力共同の参画による許されざる侵害	9	男女間における暴力の根絶

## 【後期行動計画体系（案）】

推進目標	主要課題	
I 男女がお互いの性の尊重と健康を守る意識の理解し、 尊重しあう意識づくり	1	男女共同参画についての理解の浸透
	2	男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進
	3	互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透
	4	メディアにおける人権の尊重
II 男女のあらゆる分野に亘る社会共通の参画における 男女のあらゆる分野に亘る社会共通の参画における 男女のあらゆる分野に亘る社会共通の参画における 男女のあらゆる分野に亘る社会共通の参画における	5	政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大
	6	女性のエンパワーメントの推進
	7	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)と共同参画の促進
	8	男女間における暴力の根絶
III 暮らせる安心安全な環境における男女の差別化された参画	9	困難な問題を抱える女性への支援
	10	男女それぞれの視点での防災への取組みと災害対応

名称  
変更

追加

区分  
名称  
変更

## 【後期行動計画体系（案）】

推進目標	主要課題	施策の方向(案)
男女がお互いの意識づくり、尊重しあう意識づくり、	1 男女共同参画についての理解の浸透	(1) 男女共同参画に関する情報発信 (2) 男女共同参画の意識を高める機会の提供
	2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進	(3) 教育の場における男女平等意識の醸成 (4) 男女共同参画社会をめざした市民の学びの場の充実
	3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透	(5) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発 (6) 妊娠、出産期における健康管理の支援
	4 メディアにおける人権の尊重	(7) 男女共同参画の視点に立った表現への理解促進 (8) メディア環境における有害環境浄化への取組み
男女らがゆく社会づくり、同分野に亘りおきいりであります	5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大	(9) 女性の積極的な登用の促進
	6 女性のエンパワーメントの推進	(10) 女性の人材育成 (11) 女性のチャレンジへの支援
		(12) 多様な働き方ができる労働環境づくりの促進
	7 雇用の場等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	(13) ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透 (14) 家庭における共同参画の促進と子育てや介護への支援 (15) 地域における共同参画の促進
環境安全男女づくり、安心感心に	8 男女間における暴力の根絶	(16) DV(配偶者等からの暴力)対策の推進 (17) セクシュアル・ハラスメント等の対策の推進
	9 困難な問題を抱える女性への支援	(18) 家庭関係破綻、孤独・孤立、生活困窮等により困難を抱える女性の支援
	10 男女それぞれの視点での防災の取組みと災害対応	(19) 防災・復興への男女共同参画の視点の反映

今後、幹事会で検討予定

# 4

---

今後のスケジュール等について

## 5 今後のスケジュール等について

26

	令和7年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
推進本部 幹事会				● ・前期振り返り ・体系案説明	● ・取組内容、 指標見直し 検討			● ・素案確認		● ・パブコメ 対応		
推進本部					● 第1回 7/29 ・前期振り ・体系案説明			● 11月 ・素案確認			● (書面確認) ・パブコメ報告 ・最終案確認	
男女共同参画審議会					● 第1回 8/21 ・諮問 ・R6進捗報告 ・体系案審議		● 第2回 10月 ・素案審議			● 第3回 2月上旬 ・原案審議 ・答申		
長崎市議会								● 11月議会 所管事項調査				
その他									■ パブコメ			

### 【男女共同参画審議会スケジュール】

開催予定日	回	内容
令和7年 8月21日(木)	第1回	<ul style="list-style-type: none"><li>・第3次長崎市男女共同参画計画後期行動計画について諮問</li><li>・第3次長崎市男女共同参画計画前期行動計画進捗状況（令和6年度）</li><li>・第3次長崎市男女共同参画計画後期行動計画の体系案について</li></ul>
10月頃	第2回	<ul style="list-style-type: none"><li>・素案審議</li></ul>
2月頃	第3回	<ul style="list-style-type: none"><li>・原案審議</li><li>・答申</li></ul>